

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る入札の公告..... 55

規 則

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則
北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項第8号中「及び教育長」を削る。
別表第2に次の1号を加える。

5 教育長

附 則

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年北海道条例第28号）第2条の規定の施行の日から施行する。

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則
北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成18年北海道規則第160号）の一部を次のように改正する。
第4条第2号中「同条第1項」を「同条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

目 次

規 則

- 北海道職員倫理規則の一部を改正する規則.....（人事課） 47
- 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（人事課） 47
- 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則.....（情報政策課） 47
- 北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（施設運営指導課） 48
- 北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（施設運営指導課） 48
- 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則.....（建築指導課） 48
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課） 49

訓 令

- 食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令.....（食品衛生課） 49

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定の一部改正.....（循環型社会推進課） 49
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課） 49
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課） 50
- 森林法による通知に代える公示.....（治山課） 50
- 土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 50
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課） 50
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課） 52
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....（調達課） 52

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）..... 52

道企業管理規程

- 北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 53

道教育庁教育局告示

北海道規則第25号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2北海道立開拓記念館管理規則（昭和46年北海道規則第27号）の項を削り、同表に次のように加える。

北海道立総合博物館管理規則（平成26年北海道規則第72号）	第9条第1項
-------------------------------	--------

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第12条第9項中「。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、同条第10項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第12項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

13 条例第46条第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3

号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護については、この規則による改正前の北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第12条第9項及び第10項の規定は、なおその効力を有する。

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第27号

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第28号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。
別記第3号様式及び別記第4号様式中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改める。

別記第5号様式中「宅地建物取引主任者資格登録変更」を「宅地建物取引士資格登録の変更登録」に改める。

別記第5号様式の2中「宅地建物取引主任者登録消除申請書」を「宅地建物取引士資格登録消除申請書」に、「宅地建物取引主任者の登録消除」を「宅地建物取引士資格登録の消除」に改める。

別記第6号様式中「宅地建物取引主任者の資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第29号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
第12条の見出し中「の人数」を削り、同条中「場合で、同居者の人数の増減があった」を「事実が生じた」に改め、「増減の」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 現に入居している道公営住宅の入居の際に同居した親族であって、当該同居後転出したものを再び同居させたとき。

別表第1の1の表道公営住宅の部夕張市の項中「163」を「193」に改め、同部芦別市の項中「112」を「64」に改め、同部北広島市の項中「1,458」を「1,353」に改め、同部小樽市の項中「1,175」を「1,200」に改め、同部稚内市の項中「204」を「132」に改め、同部北見市の項中「586」を「525」に改め、別表第1の2の表駐車場の部夕張市の項中「75」を「105」に改め、同部芦別市の項中「112」を「64」に改め、同部小樽市の項中「959」を「969」に改め、同部稚内市の項中「188」を「116」に改め、同部北見市の項中「398」を「430」に改め、同表集会所の部夕張市の項及び北見市の項中「2」を「3」に改める。

別表第4夕張市の部中

南清水沢歩団地駐車場	2,740円	」を に改める。
南清水沢歩団地駐車場	2,740円	
南清水沢実団地駐車場	2,740円	」

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第1号

保 健 福 祉 部
保 健 所

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令

食品衛生法施行細則取扱手続（昭和52年北海道訓令第5号）の一部を次のように改正する。
第6条中「規則第35条第1項の規定による」を「食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）第3条第1項の」に改める。

第7条中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年3月24日から施行する。

告 示

北海道告示第208号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第4項の規定により、指定区域の一部について指定を解除し、平成23年北海道告示第696号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の事項を次のように改める。

- 1(1) 指 定 番 号 第83号
- (2) 指 定 の 区 域 夕張郡長沼町字馬追原野3616番1から3まで及び7並びに3617番1及び14（いずれも一部）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

北海道告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、沼田町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成27年3月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成27. 2.20	理 事	岡 田 聖 人	雨竜郡沼田町字更新2128番地

同	同	同	池田 悟 同	沼田町字共成628番地
同	同	同	藤村 直幸 同	沼田町字高穂103番地51
同	同	同	石脇 辰博 同	沼田町字沼田1106番地12
同	同	同	中田 一之 同	沼田町字真布37番地
同	同	同	谷水 敏和 同	沼田町字恵比島104番地67
同	同	同	横山 佳幸 同	沼田町字北竜202番地129
同	同	同	吉田 正則 同	北竜町字美葉牛274番地 1
同	同	監 事	澤田 篤彦 同	沼田町字東予280番地
同	同	同	山本 孝司 同	沼田町字沼田119番地
同	同	同	堀 達人 同	沼田町字北竜213番地39
退 任	同	理 事	堀田 輝幸 同	沼田町字沼田484番地
同	同	同	池田 悟 同	沼田町字共成628番地
同	同	同	藤村 直幸 同	沼田町字高穂103番地51
同	同	同	岡田 聖人 同	沼田町字更新2128番地
同	同	同	中田 一之 同	沼田町字真布37番地
同	同	同	谷水 敏和 同	沼田町字恵比島104番地67
同	同	同	吉川 健一 同	沼田町字北竜124番地
同	同	同	三崎 正義 同	北竜町字美葉牛242番地 1
同	同	監 事	澤田 篤彦 同	沼田町字東予280番地
同	同	同	田坂 雅明 同	沼田町字高穂 8 番地
同	同	同	堀 達人 同	沼田町字北竜213番地39

北海道告示第210号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。様似町（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第211号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を様似町役場の掲示場に掲示した。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第158号
- 2 所在が不分明な者 竹中 敬一

北海道告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
本別向陽町（I-8-67-2713）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
中川郡本別町向陽町、東町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第213号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも庶野4 (I-3-498-2138)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字庶野(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも庶野3 (I-3-500-2140)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字庶野(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
えりも庶野5 (I-3-501-2141)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
幌泉郡えりも町字庶野(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本別錦町2 (II-8-73-2080)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町錦町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本別チエトイ1 (II-8-75-2082)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町西美里別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本別チエトイ2 (II-8-76-2083)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町西美里別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本別チエトイ3 (II-8-77-2084)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町西美里別(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
本別朝日町4 (III-8-44-745)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町朝日町(次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

本別朝日町5 (Ⅲ-8-45-746)

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡本別町朝日町 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第214号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業 (3・4・66号日吉中央通)
- (3) 事業施行期間 平成20年7月1日から平成29年3月31日
- (4) 事業地 (取用の部分) 変更なし
- 2(1) 施行者の名称 北斗市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業 (3・4・302号大野市街通)
- (3) 事業施行期間 平成22年7月6日から平成30年3月31日
- (4) 事業地 (取用の部分) 変更なし
- 3(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業 (3・3・19号一番通)
- (3) 事業施行期間 平成20年8月19日から平成30年3月31日
- (4) 事業地 (取用の部分) 変更なし
(使用の部分) 変更なし

北海道告示第215号

昭和53年北海道告示第3728号 (北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指
定) の一部を次のように改正し、平成27年3月31日から施行する。

平成27年3月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項町屋芳則の事項を削る。

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月24日

北海道渡島総合振興局長 宮内 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機の交換 1台
- 2 落札を決定した日
平成27年3月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社加藤栄好堂
 - (2) 住所 亀田郡七飯町本町4丁目5番1号
- 4 落札金額
144,720円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年2月13日付け北海道渡島総合振興局告示第9号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道オホーツク総合振興局告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成27年3月24日

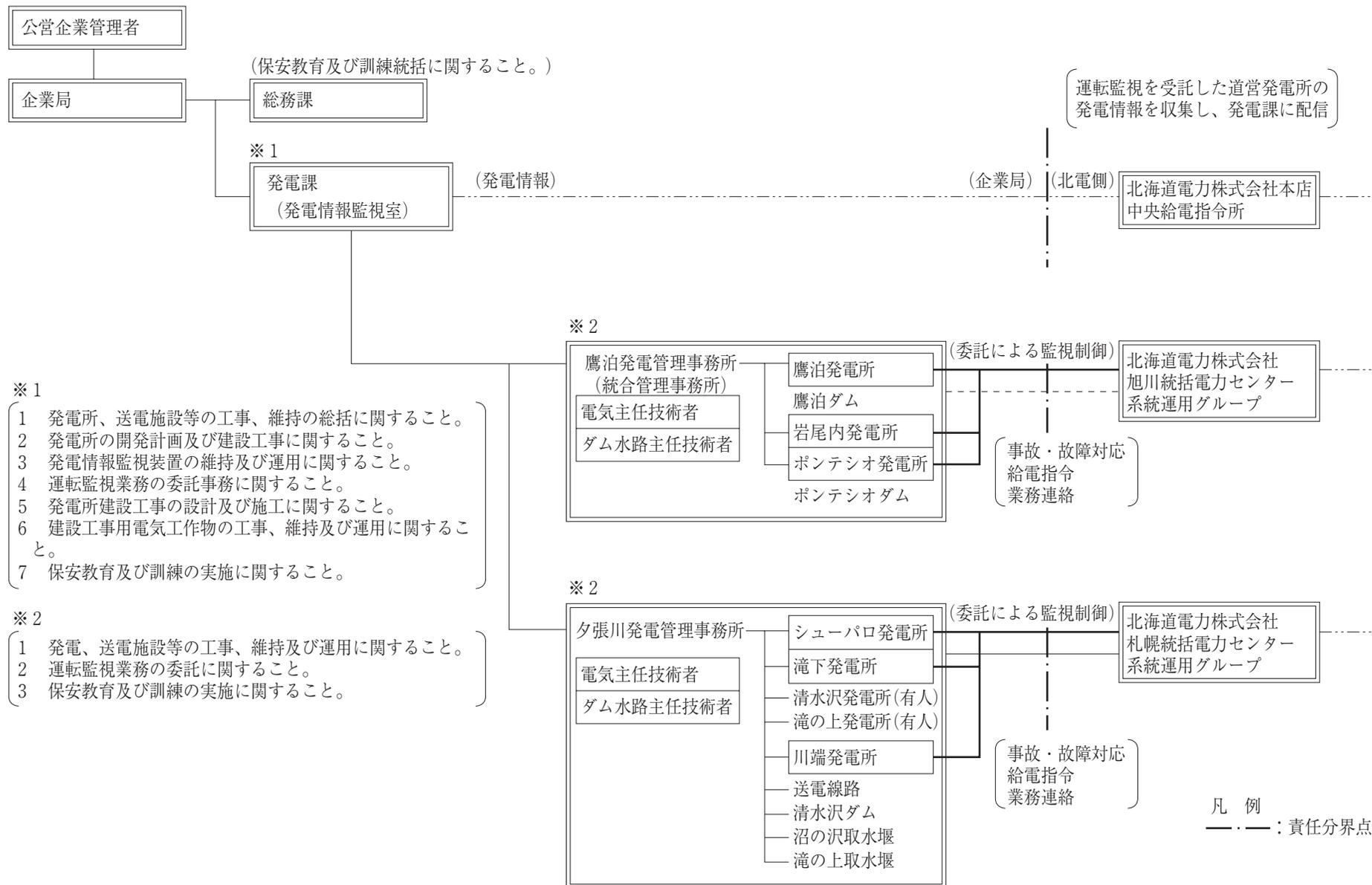
北海道オホーツク総合振興局長 森田 良二

- 1(1) 落札に係る物品等の名称 (1リットル当たりの単価) 及び数量
 - ア 自動車ガソリン (JIS2号) 78,700リットル
 - イ 自動車ガソリン (JIS2号) 21,400リットル

<p>ウ 自動車ガソリン（J I S 2号）及び軽油（J I S 1号、2号及び3号） 27,100リットル及び3,100リットル</p> <p>エ 自動車ガソリン（J I S 2号） 23,400リットル</p> <p>オ 自動車ガソリン（J I S 2号） 15,500リットル</p> <p>カ 自動車ガソリン（J I S 2号） 11,500リットル</p> <p>キ 自動車ガソリン（J I S 2号） 14,000リットル</p> <p>(2) 落札を決定した日</p> <p>ア (1)のアからエまで、カ及びキ 平成27年3月6日</p> <p>イ (1)のオ 同月11日</p> <p>(3) 落札者の氏名及び住所</p> <p>ア (1)のア</p> <p>ア 氏名 株式会社新谷商店</p> <p>イ 住所 網走市北4条東2丁目1番地2</p> <p>イ (1)のイ及びウ</p> <p>ア 氏名 株式会社リョーユウ石油</p> <p>イ 住所 北見市東三輪3丁目18番地</p> <p>ウ (1)のエ</p> <p>ア 氏名 手塚興産株式会社</p> <p>イ 住所 紋別市南が丘町7丁目41番地の2</p> <p>エ (1)のオ</p> <p>ア 氏名 有限会社遠軽アポロ石油商会</p> <p>イ 住所 遠軽町大通北1丁目1番地の8</p> <p>オ (1)のカ</p> <p>ア 氏名 株式会社朝鳥商店</p> <p>イ 住所 大空町女満別西1条4丁目1番23号</p> <p>カ (1)のキ</p> <p>ア 氏名 大昭石油株式会社</p> <p>イ 住所 雄武町字雄武931番地</p> <p>(4) 落札金額</p> <p>ア 135円</p> <p>イ 133円</p> <p>ウ 133円及び117円</p> <p>エ 134円</p> <p>オ 135円</p>	<p>カ 132円</p> <p>キ 137円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>(6) 一般競争入札の公告 平成27年1月23日付け北海道オホーツク総合振興局告示第2号</p> <p>2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量 自動車ガソリン（J I S 2号） 7,400リットル</p> <p>(2) 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月6日</p> <p>(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所</p> <p>ア 氏名 斜里アポロ石油株式会社</p> <p>イ 住所 斜里町港町16番地38</p> <p>(4) 随意契約に係る契約金額 132円</p> <p>(5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>(6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。</p> <p>3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課</p> <p>(2) 所在地 網走市北7条西3丁目</p>
<p>道 企 業 管 理 規 程</p>	
<p>北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成27年3月24日</p> <p style="text-align: right;">北海道公営企業管理者 伊藤 邦 宏</p> <p>北海道企業管理規程第3号</p> <p>北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程</p> <p>北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条中「沼の沢取水堰」を「沼の沢取水堰^{せき}」に改める。</p> <p>別表第1を次のように改める。</p>	

別表第1 (第4条関係)

保安に関する組織及び業務分掌



別表第4の1の項中「沼ノ沢取水堰管理規程」を「沼の沢取水堰管理規程」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年3月24日

北海道教育庁後志教育局長 菅 原 行 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 42台分 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成27年6月1日から平成32年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 北海道小樽水産高等学校 小樽市若竹町9番1号

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成27年3月24日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成27年5月7日（木）11時（送付による場合は、同月1日（金）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1979

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 42 sets
 - B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., May 7, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 1, 2015)
 - C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan
Phone : 0136-23-1979
-